

みやき町議会委員会条例の一部を改正する条例

みやき町議会委員会条例（平成17年みやき町条例第139号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「2年」を「議員の任期」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

みやき町議会委員会条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p>(常任委員の任期)</p> <p>第3条 常任委員の任期は、<u>2年</u>とする。ただし、後任者が選任されるまで在任する。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(常任委員の任期)</p> <p>第3条 常任委員の任期は、<u>議員の任期</u>とする。ただし、後任者が選任されるまで在任する。</p> <p>2 (略)</p>